

【第二回宗教法学会シンポジウム・報告】

一、宗教法の体系化について

大 官 莊 策

(独協大学)

一 は し が き

これまでのわが国では、宗教法に関連して信教の自由、国家と宗教との関係、宗教行政、宗教団体の法的性格などについては、それぞれ有益な研究が見られる。しかしこれらは、どちらかといえば、個別的、部分的で、又一面的なものになっているように思う。そしてこれらの研究の内容が、宗教法を総合体系的にみた場合に、それがどの位置に置かれるべきものか、又どの事項に含ましめて論ずべきかについては、必ずしも明らかではない。このため、まとまった一つの独立した学問としての宗教法、すなわち総合体系的な宗教法を研究するのも、あながち無益でもないように思う。そこでここに、自分なりの考えに基づいて作った総合体系的な宗教法を、主としてその体系と事項的内容とについて、報告発表することにする。もとよりこれらは、私の全くの独創であって、いわば一試論に過ぎなく、会員諸賢のご批判とご叱正とを請わなければならぬ。

二 宗教法の概要

宗教法の内容を概略すれば、およそ次のようになるであろう。最初に、便宜のために、事項毎に分けて掲げることとする（以下これを概略事項と呼称する）。

(総論)

第一 宗教法の観念

- 一、宗教に関する法的現象
- 二、国内宗教法と国際宗教法
- 三、宗教法の定義

第二 宗教法の法源（わが国における）

- 一、宗教成文法
 - (一) 直接統教法令
 - (二) 統教関係法令
 - (三) 治教成文法
 - 二、宗教慣習法
 - 三、宗教判例法
- 第三 統教権
- 一、国家と宗教

(一) 政教関係（史的考察）

- (1) 単一制度 *Einheitsystem*
 - (2) 合一制度 *Verbindungssystem*
 - (3) 公認制度 *Anerkennungssystem*
 - (4) 分離制度 *Trennungssystem*
 - (5) 並行制度 *Ko-ordinationssystem*
- (二) 各国における国家と宗教及び宗教団体
- (1) 国教制度国家
 - ① 他の宗教に比し重要な特権と特別の待遇とを伴う国教を有する国家
 - ② 国教を有しているが他宗教に対して別段の差別待遇をせず信教の自由を保障する国家

(2) 公認制度国家

(3) 分離制度国家

(4) 並行制度国家

(5) 特殊関係の国家

二、統治権の現代的觀念

第四 治 教 権

一、治教権の觀念

二、治教権の種類

(一) 指教権

(二) 監教権

(各 論)

第一 宗教団体

一、宗教団体の意義

(一) 実質的意義における宗教団体

(1) 宗教団体の概念

(2) 実質的意義における宗教団体の存在形態

(二) 形式的意義における宗教団体

二、宗教団体の本質と宗教団体の種類

三、宗教団体の目的

(一) 総 説

(二) 基本目的

(1) 教義の宣布

(2) 儀式の執行

(三) 附随目的

(四) 目的となし得ないもの

四、宗教団体の構成要素

(一) 宗教団体の目的と構成要素

(二) 人的要素

(三) 物的要素

(四) 宗教団体の特色

五、宗教団体の種類

(一) 実質的意義における宗教団体の種類

(二) 神 社

(1) 神社の意義

(2) 明治維新以後の神社

(3) 神社制度

- ① 神社制度上の意義
 - ② 神社の法的性質
 - ③ 神社の種類
 - ④ 社格
 - ⑤ 祭神
 - ⑥ 神社の祭祀
 - ⑦ 神社の社殿と境内
 - ⑧ 神社の氏子と崇敬者
 - ⑨ 神社明細帳
 - ⑩ 神社の機関
- (4) 戦後の神社
- ① 神道指令と神社
 - ② 宗教法人令と神社
 - ⑤ 宗教法人法と神社
- (三) 寺院
- (1) 寺院の意義
 - (2) 寺院と仏教
 - (3) 寺院と仏教宗派

- (4) 寺院の法人格性
 - (5) 格別の由緒寺院の変遷
 - (6) 寺院の定義
 - (7) 寺院の目的
 - ① 寺院の基本目的
 - ② 寺院の附随目的
- (8) 寺院の構成
- ① 総説
 - ② 僧侶
 - ③ 檀信徒
 - ④ 基本財産
- 四 教会
- (1) 教会の意義
 - (2) 宗教団体法以前の教会
 - ① 神仏道教会
 - ② 神仏道以外の宗教の教会
 - (3) 宗教団体法と教会
 - ① 従前の教会

② 法人教会と非法人教会

③ 単立教会

④ 従前の祠宇及び仏堂

(4) 宗教法人令と教会・修道院・修道会及び教

第二 宗教団体の法人格

(5) イスラム教団の現況

区

一、宗教団体の法上の意義と種類

(5) 宗教法人法と教会・修道会・教区及び教団

(一) 憲法上の宗教団体

(五) 教派

(1) 教派の意義と沿革

二、宗教団体と法人格

(2) 宗教団体法と教派

(一) 宗教団体の法人格取得

(3) 宗教法人令・宗教法人法と教派

(1) 宗教法人法以前の法人格取得

(六) 宗派

(1) 宗派の意義と沿革

(一) 宗教法人の性格

(2) 宗教団体法と宗派

三、非法人宗教団体

(3) 宗教法人令・宗教法人法と宗派

(一) 非法人宗教団体の存在

(4) 宗派の変遷と現況

(二) 権利義務の主体性

(七) 教団

(1) 教団の意義

四 非法人宗教団体の当事者能力

(2) 宗教団体法と教団

(五) 非法人宗教団体の不利益

第三 宗教団体の包括関係

- 一、包括の概念
 - (一) 実質的意義における包括の概念
 - (二) 形式的意義における包括の概念
- 二、包括形態
- 三、包括の法的性質

第五 宗教団体の機関

- (七) 本支関係
- 二、法類
 - (一) 法類の概念と種類
 - (二) 法類の権限
 - (三) 宗教法人令・宗教法人法と法類
 - (四) 組 寺

第四

- 一、本末関係
 - (一) 本末関係の意義
 - (二) 本末関係の沿革
 - (三) 本末関係の性質
- 二、本末関係
 - (一) 宗教団体法と本末関係
 - (二) 宗教法人令と本末関係
 - (三) 宗教法人法と本末関係

- 一、総 説
- 二、総理機関及び執行機関
 - (一) 総 説
 - (二) 管 長
 - (1) 管長の意義と代表役員との関係
 - (2) 管長の起源と沿革
 - (3) 管長の就任及び退任
 - ① 管長の就任の方法
 - ② 管長の資格及び員数
 - ③ 管長の退任

- (4) 管長の代務者

(5) 管長の権能

① 管長の権の内容

② 管長の補佐機関

(三) 内局

(1) 内局の意義と種類

(2) 執行機関型内局の組織と権限

(四) 任職及び主管者

(1) 任職

① 任職の意義

② 任職の資格

③ 任職の名称

④ 任職の就任と退任

⑤ 任職の職務権限

(2) 主管者

① 主管者の意義

② 主管者の名称

③ 主管者の資格

④ 主管者の就任と退任

⑤ 主管者の職務権限

三、議決機関

(一) 議決機関とその名称

(二) 議会の組織と議員の任期

(三) 議会の招集

(四) 議長及び副議長

(五) 会議の原則

(1) 議事の定足数

(2) 公開及び秘密会

(3) 議決数

(六) 議会の権限

(七) 議会と宗教法人の議決機関

四、審査期間

(一) 審査期間とその名称

(二) 監査会の組織

(三) 監査会の権限

六、諮問機関

第六 教師

一、教師の意義

二、教師の資格

三、教師の等級と名称

四、教師の任免進退

五、僧侶

六、教師及び僧侶の権利義務ならびに制限

第七 檀教信徒氏子崇敬者

一、総説

二、仏教における檀徒と信徒

(一) 檀徒

(1) 檀徒の意義

(2) 檀徒の資格

(3) 檀徒の地位の得喪とその性質

(4) 檀徒の権利及び義務

(二) 信徒

(1) 信徒の意義と檀徒との差異

(2) 信徒の資格

(3) 信徒の地位の得喪とその性質

(4) 信徒の権利及び義務

三、神道における教信徒

(一) 総説

(二) 教信徒

(三) 信徒

四、基督教における信徒

(一) 総説

(二) 信徒の資格

(三) 信徒の地位とその取得喪失

(四) 信徒の権利及び義務

(五) 信徒運動とその要因

五、神社神道における氏子と崇敬者

(一) 氏子

(1) 氏子の意義とその変遷

(2) 氏子の資格とその特色

(3) 氏子の地位とその得喪

(4) 氏子の権利及び義務

(二) 崇敬者

(1) 崇敬者の意義

(2) 崇敬者の資格

(3) 崇敬者の地位とその得喪

(4) 崇敬者の権利及び義務

六、総代

(一) 宗教団体法及びそれ以前における総代

(二) 宗教法人令における総代

(三) 宗教法人法と総代

第八 現行宗教法人制度

一、わが国における宗教立法の沿革

(一) 総説

(二) 宗教第一次案(明治三二年・法案)

(三) 宗教制度調査会

(四) 宗教第二次案(昭和二年・法案)

(五) 宗教第三次案(昭和四年・法案)

(六) 宗教第四次案(昭和十年・草案)

(七) 宗教団体法の成立

(1) 宗教第五次案(昭和一四年・法案)

(2) 宗教第五次案審議の概要

(3) 宗教団体法の内容概観

(八) 宗教法人令の制定

(1) 基本的指令と宗教団体法

(2) 宗教法人令の制定とその性格

(3) 宗教法人令の内容とその特色

(九) 宗教法人法の制定

(1) 宗教法人令の欠陥

(2) 宗教法人法の制定

二、現行宗教法人制度

(一) 信教の自由と宗教立法の限界

(1) 日本国憲法の宗教及び宗教団体に関する規

定

(2) 宗教法人制度立法の限界

① 総説

② 宗教及び宗教団体の定義

③ 規定範囲上の限界

④ 規定内容上の限界 A組織に関する限界

B 作用に関する限界

- (一) 現行宗教法人制度の特色
- (二) 宗教法人法（内容事項省略）

第九 国際宗教法

- 一、国際宗教法の観念
- 二、宗教事項を含む一般条約

三、政教条約 Concordia, Concordat, Konkordat

第十 墓地宗教法

これより、右の概略事項に掲げた各事項の内容について、時間の関係上、宗教法の観念を中心に、簡略に説明し、問題点を指摘するにとどめたいと思う。

宗教法は宗教に関する法であると観念したい。私の考えでは、宗教そのものを直接研究の対象とはしない。勿論それは、必要な場合は大いにあるが、この場合にも、宗教法上必要な限度で研究するものである。宗教そのものについては、独立した宗教学という学問がある。従って、宗教学は宗教の本質と法の本質との問題等を研究するのではない。これについては別に、法哲学がある。宗教学は、どこまでも宗教に関する法を研究の対象内容とするものである。宗教そのものについては、学問として、宗教学があり、又宗教社会学、宗教心理学、或は歴史的なものとしては、宗教学史、宗教学思想史等があり、宗教学上、必要とする場合には、これらを参考にするなり、お借りするなりすれば足りるのではないかと思う。しかし必要でないというのではなく、ただ独立した専門の学問が、折角あるのであるから、必要なものは、お借りして使わせていただければ足りるであろうと考えるのである。要するに宗教法というのは、

宗教に関する法であり、宗教学は、宗教に関する法を研究の対象内容とする学問である。

このために、宗教に関する法的現象を問題とすべきであり、それがどういふ面において現われるかということ論ずる必要がある。宗教に関する法的現象は、第一に、国家と国民個人との関係において現われる。たとえば、信教の自由とか、信教の自由の衝突の調整とかは、これに属する。第二に、それは、国家と宗教団体との関係において現われる。勿論国家と宗教そのものの関係も、基本的には成立するけれども、ただ宗教は、その本質において孤立を嫌うものであるから、その本質上、宗教団体を組織するのが必然的のあり方であり、結局、具体的には、国家と宗教団体との関係が成立し、法的現象も、国家と宗教団体との関係において生ずるといってよいと思う。従って国家と宗教との関係は、現象面では、国家と宗教団体との関係となる。第三に、宗教に関する法的現象は、宗教団体とその内部との関係において現われる。このことは、宗教団体も、国家内の部分社会を構成しているわけであるから、団体として存立するためには、秩序を維持するために、自主的な規範を必要とし、このために、宗教団体とその内部との関係において、法的現象が生ずるといふことである。第四に、それは、個人と個人との関係において現われる。たとえば、ある個人の信教の自由と他の個人の信教の自由との衝突などは、これに属する。第五に、それは、国際関係においても現われる。これらについて定められるのが、宗教事項を含む一般条約である(概略事項各論第九、二を参照)。一般条約に、一事項として宗教に関する定めがなされていることが多い。近時には、多数国間において、宗教事項を重要な一事項として締結される条約が目立っている。たとえば、第一次大戦後の少数民族保護条約や、一九四八年のジェノサイド条約(Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide)などがある。又別に政教条約(Concordia, Concordat, Konkordat)と称するものが締結されていることもある。従ってこれについても、特別のものとして論じなければならぬ(概略事項各論第九、三参照)。わが国は、勿論政教条約を締結してはいないけれ

ども、国によっては、これを締結している場合がある。政教条約は、ローマ法王庁と諸国家（カトリック国家）との間の宗教上の事項に関する取決めであつて、その内容は政教混合事項（たとえば学校教育、婚姻、政治と宗教、国家と教会の双方にまたがる事項）に関して、両者の管轄する範囲を定めている。一般にこれを国際条約の一種と解している。これらの点も含めて、一括して国際宗教法として研究対象とする必要がある（概略事項各論第九、三参照）。

以上のことから、重要なものを体系的にまとめると、国家と宗教団体との関係において現われる法的現象は、現今では、国家の宗教団体に対する統治作用（これを統教権の作用と名づける。）として現われ、これに基づく法（これを治教法と名づける。）が国家法としての宗教法であり、又宗教団体とその内部との関係において現われる法的現象は、宗教団体の自己の宗門に対する統治作用（これを治教権の作用と名づける。）として現われ、これに基づく法（これを治教法と名づける。）が、宗教団体の自治法、すなわち宗門自治法としての宗教法である。従つて宗教団体に関していえば、宗教国家法と宗門自治法との二つに分けられる。ただ宗教団体の内部における問題について、たとえばプロテスタントの宗教観では、可視的な教会を認めず、個人主義的な立場から、教会法を否定するという考え方、たとえばルター派の教会法学者ゾーム（Sohm, Rudolph: 1841—1917）の「教会法は教会の本質と矛盾する」という考え方があつた。しかし宗教団体の内部の規律というものを全く必要としないわけではない。やはり治教法は必要とするものと解すべきである。又カトリックの場合では、教会的な法源から発せられる法だけを認めて、これのみを教会法とするとされているけれども、しかしこの治教法的なもののみを、われわれが宗教法と理解すると、一般の国家において、国家との関係における統教法が全く無視されてしまい、従つてそのみに限定することはできない。

法的現象の現われる関係の面から、宗教法を分析すれば、(イ) 国家と宗教との関係、及び国家と宗教団体との関係において成立するのが、統教法であり、(ロ) 宗教団体とその内部との関係において成立するのが、宗門自治法であり、

これを特定の宗教団体別に種別すれば、教憲教規、宗制寺法、教規規則等と名づけられ、(ハ) さらに国際関係において成立するのが国際宗教法であり、これは宗教事項を含む一般条約と政教条約とに分類することができる。以上のものを、すべてあわせて宗教法と解される。

なお、概略事項各論第十に掲げた墓地宗教法については、その範囲が頗る狭く、特殊な関係においてのみ、宗教と法的現象が現われる。従って墓地宗教法というような独立の項を立てて論ずる必要があるかどうかについては、いささか疑問に思う。墓地関係のものは、それぞれ別の箇所て説明することができるようにも考えられる。しかしここでは、一応独立の項を起しておいた。ついでに、ここでこれについて説明することにする。

わが国の場合は、墓地埋葬等に関する法律から観ても、墓地の設置、使用、経営管理等については、必ずしも直接宗教と関係があるものではない。墓地に関する管轄庁は厚生省であり、直接の事務は都道府県知事が行なっているけれども、墓地の設置者、管理者、経営者という点からみると、設置者としては、地方公共団体があっているもの、つまりこれは公共墓地であるが、しかしこれは地方公共団体の営造物の観念で説明すべきものであって、格別、宗教法の中で説明すべきものとは考えられない。又入会権の認められる共同墓地は民法上論じられよう。又特別公共団体の一つである財産区が、墓地の設置、管理、経営者となっている場合も、それは公共墓地の一種である。公共墓地は、憲法の規定から観て、地方公共団体は宗教性質事項については、干渉し得ないのであるから、格別問題はない筈である。次に境内墓地であるが、これは宗教法人、特に寺院、教会が設置者になっているもので、この境内墓地は従って寺院墓地と教会墓地とに分けられる。そして宗教と関係するのは、多くはこの境内墓地のうちの寺院墓地である。すなわち、(イ) 寺院と墓地について永代使用契約をする場合に、その使用契約者は、その寺院の宗教宗旨を信仰することが、明文不文たるを問わず、当然のことと解されるべきか否かの問題と、(ロ) 離壇の場合(これには無宗離壇、同宗離壇

及び転宗離壇がある。)に、永代使用権が継続して認められるか否かと、又殊に、転宗離壇の場合において、転宗後の宗教の儀式(典札)の執行が、その墓前において認められるか否かが問題となる。これらの問題は、本質的には、教義との関係の問題であり、契約当事者(寺院と個人)の信教の自由の衝突の問題でもあるから、宗教団体(寺院)の箇所であつて論ずるを適當としよう。殊に儀式(典札)は、信仰の情的面の発露であつて、それは教義を根底とするものだからである。

なお墓と関係するものに戒名権がある。戒名は仏教独自のもので、出家受戒のとき、又は死後受戒して、俗名を改めて、つけられる名であるが、問題になるのは後者である。戒名権は、寺院住職の専権であつて、治教法上の権利である。従つて住職の権利の一つとして、住職の箇所(概略事項各論第五、二、四、(1)、⑤)で論ずべきものである。戒名権そのものは、宗教性質事項であつて、戒名の規準、格、院号、道号、名号等は、信仰の厚薄に基づく住職の裁量であり、裁判所の審査の対象とはならないものと解される。最近、戒名権との関係において、問題となっているものに、戒名格下げ事件(昭和五六年四月浦和地方裁判所)や不平等戒名事件(いわゆる「游陀羅」(Candala)戒名事件)がある。これらは問題を指摘しておくにとどめる。ただし、後者については、人權殊に平等権の第三者効力の問題とならう。なお最近、止住権を居住権と混同している嫌いがあるが、両者は全く別概念であつて、止住権は教師、僧侶の項の所で論ずべきものである。

以上が法的現象から観察した宗教法の関係、範圍、種類等であるが、ここに宗教法の定義を必要とする(概略事項総論第一、三)。

宗教法は、宗教に関する法であるから、宗教そのものの定義が必要となってくる。宗教の定義については、宗教の長き沿革と研究にもかかわらず、必ずしも一定していない。その学説も百を越えるといわれる。帝国憲法時代の宗教団体法(昭和十四年四月八日、法律第七七号)にも、又現行の宗教法人法(昭和二十六年四月三日、法律第一二六号)にも、宗教の定義

規定はない。ただ、昭和二年の宗教第二次案(法案)には、指定宗教の制度を採用していた(概略事項各論第八、一、(四)参照)が、昭和四年の宗教第三次案(法案)からは、姿を消している(概略事項各論第八、一、(五)参照)。

宗教の定義は、宗教法の定義をする場合のみならず、宗教団体の定義をする場合にも同様に必要なものである。そしてここでは、宗教学をその直接の研究目的とするのであるから、宗教の定義も、宗教学上、必要妥当なものを考える必要がある。わが国における宗教学についての著名な学者、研究者である野村淳治博士(元東大教授)、下間空教氏

(昭和二年から三年まで大谷大学において宗教学担当、昭和四年真宗大谷派内局教学部長)、根本松男氏(裁判官、宗教制度調査会幹事、宗教団体制定に参与)等は、宗教学上から、宗教について次の如く定義をしている。すなわち宗教とは、客観的には、神人の結合であり、主観的には、人類の信仰である。又いわゆる神式地鎮祭違憲訴訟において、昭和四六年五月一日名古屋高等裁判所は、憲法にいう宗教の定義として、「超自然的、超人間の本質(すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかんずく神、仏、靈等)の存在を確信し、畏敬崇拜する心情と行為」をいうとしている。これらは、宗教学上の、従来の通説の見解といってよいであろう。ここで注意すべきは、国家が宗教の定義をすると、この定義に該当するものだけが宗教であって、これからはずれたものは、宗教ではないということになり、宗教の自由から見た場合に問題が生ずる。本来、国家によって宗教と認定されたものだけが宗教であって、国家から宗教でないといわれたからといって宗教でないということではない。この点において、国家は宗教立法において、当然一定の限界を守らなければならない。

要するに宗教法とは、上述の如く解される宗教と、国家、宗教団体、個人、国際関係等との関係において生ずる法的現象として成立する法をすべて広くいうと解される。しかし、学説上は、その法の性質、内容、範囲等については、古来学者の説くところ区々であって一定していない。その主なものとしては、法規説、宗教制度法説、宗教行政法説

等がある。

次に、宗教法の法源について一言触れておきたい。

前述の如く、宗教法を定義づけると、わが国における宗教法の法源（宗教法の行なわれる形式）として、宗教成文法、宗教慣習法及び宗教判例法を挙げることができる。これらのうち、宗教成文法は、さらに、直接統教法令、統教関係法令及び治教成文法に分つことができる（概略事項総論第二参照）。直接統教法令としては、日本国憲法中宗教に関する条項、宗教法人法、宗教法人審議会規則、社寺等に無償で貸付けてある国有財産の処分に関する法律、同施行令、同施行規則、同施行に関する件、社寺等の国有境内地取扱規程等があり、統教関係法令としては、(一) その基本的なものとして、教育基本法、社会教育法、国家公務員法、地方公務員法、青年学級振興法、労働基準法、労働組合法、職業安定法、破壊活動防止法、日本赤十字社法、人権擁護委員法、法例等があり（各関係条文略、以下同じ）、(二) 宗教法人登記及び争訟関係のものとして、民法、民法施行法、非訟事件手続法、破産法、商業登記法、法人登記規則、商業登記規則、行政不服審査法、民事訴訟法、裁判所法等があり、(三) 教育関係のものとして、一般ノ教育ヲ宗教ノ外ニ特立セシムル件、学校ニ於ケル宗教教育ノ取扱改正ニ関スル件、監獄法、同施行規則等があり、(四) 差押制限禁止に関するものとして、民事訴訟法、国税徴収法、地方税法等があり、(五) 証言拒否に関するものとして、民事訴訟法、刑事訴訟法等があり、(六) 文化財保護に関するものとして、文化財保護法、国宝、重要文化財または重要民俗資料の管理に関する届出書等に関する規則等があり、(七) 租税関係のものとして、資産再評価法、財産税法、所得税法、法人税法、相続税法、登録免許税法、地方税法、関稅定率法、宗教団体に寄贈された物品のうち関税を免除するもの指定等があり、(八) 刑事に関するものとして、刑法、軽犯罪法、銃砲刀剣類所持取締法、鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律、刑事訴訟法、陪審法、公職選挙法、地方自治法、道路交通法等があり、(九) 国際関係条約には、国際連合憲章、国際連

合教育科学文化機関憲章、国際労働機関憲章附屬国際労働機関の目的に関する世界宣言、日米友好通商航海条約等があり、(十) 宗教行政組織に関するものとして、文部省設置法、文部省組織令、地方自治法等がある。治教成文法には、宗教法人法に基づいて認証された各宗教団体の宗教法人規則のほか、各宗教団体独自に定める教憲、宗憲、宗制、宗綱、宗法、教規、会規、寺法、規則等と称されるものがある。

宗教団体には、その内部組織その他各般の事項を処理するにあたり、成文法規又は成文規則がなく、その団体において従来慣行されてきた宗教的特性と伝統に基づく慣例、いわゆる「しきたり」によって処理され、当事者も、またこれに従うことを要求されることがある。このことは、宗教界一般、或は教宗派においてのみならず、個々の宗教団体においても認められる。また宗教法人法は、宗教法人の代表役員及び責任役員に対し、法令、規則または規程に違反しない限り、宗教上の規約、規律、慣習及び伝統を十分に考慮して、当該宗教法人の業務及び事業の適切な運営をはからなければならぬとの義務を規定し(同法第一八条第五項)、又国及び公共団体の機関は、宗教法人に対する公租公課に關係ある法令を制定する場合、この法律を改廃する場合、公租公課の賦課徴収に關し境内建物、境内地その他の宗教法人の財産の範囲を決定する場合等に於いて、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重しなければならないとし(同法第八四条)、さらに宗教法人法のいかなる規定も、文部大臣、都道府県知事、裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習など宗教上の事項についていかなる形においても調停干渉する権限を与え、又は宗教上の役員に任免その他の進退を勧告し、指導し、もしくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならないと規定している(同法第八五条)。これらを総合すれば、統教關係においてのみならず、治教關係においても、慣習法が認められているものと解し得る。

判例は法の公定解釈を示すもので、宗教法においても、宗教法判例にその法源性を認めてよい。

三 おわりに

本稿は、「宗教法の体系化について」と題して、当学会で報告発表したものに加筆してまとめたものである。時間の都合上、十分説明することができなかつたので、概略事項のうち、全く触れ得なかつたところや、説明不十分のところは、拙著「宗教法の研究」と、出版予定の「宗教法学原論」等を参考にしていただければ幸甚である。